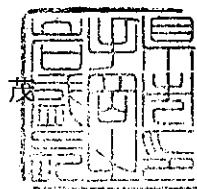


住居表示に関する法律（昭和37年法律第 119号）に基づき、住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定による町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更及び廃止に係る案を、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、当該案に係る字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、当該案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第 246号）に定めるところにより、盛岡市長に対し、この公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を付して、当該案に対する変更の請求をすることができる。

令和 6 年10月 2 日

盛岡市長 内 舘



1 太田地区住居表示整備事業

(1) 町の区域の新設

新設する町の名称	新設する町の区域に編入する現行の字の区域
太田一丁目	下太田下川原及び下太田新田の各一部
太田二丁目	中太田新田及び下太田下川原の各一部
太田三丁目	下太田榊及び下太田下川原の各一部
太田四丁目	中太田新田の一部
太田五丁目	中太田新田、中太田泉田、下太田沢田及び下太田下川原の各一部
太田六丁目	中太田新田、中太田泉田、下太田榊、下太田下川原及び下太田沢田の各一部
太田七丁目	下太田沢田及び下太田榊の各一部
太田八丁目	中太田北太田、中太田新田及び中太田泉田の各一部

(2) 字の区域の変更

区域を変更する 現行の字の区域	区域を変更する現行の字の区域が編入される町の区域
中太田北太田の一部	太田八丁目の一部
中太田新田の一部	太田二丁目、太田四丁目、太田五丁目、太田六丁目及び太田八丁目の各一部
中太田泉田の一部	太田五丁目、太田六丁目及び太田八丁目の各一部

下太田沢田の一部	太田五丁目、太田六丁目及び太田七丁目の各一部
下太田下川原の一部	太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田五丁目及び太田六丁目の各一部
下太田新田の一部	太田一丁目の一部

(3) 字の区域の廃止

廃止する 現行の字の名称	廃止する現行の字の区域が編入される町の区域
下太田榑	太田三丁目、太田六丁目及び太田七丁目の各一部

(4) 新設又は変更する町及び変更又は廃止する字の区域 別図1のとおり。

2 道明地区住居表示整備事業

(1) 町の区域の新設

新設する町の名称	新設する町の区域に編入する現行の町又は字の区域
向中野八丁目	北飯岡三丁目、向中野字道明、字東道明、津志田5地割、飯岡新田5地割及び6地割の各一部

(2) 町の区域の変更

区域を変更する 現行の町の名称	区域を変更する現行の町の区域に編入する現行の字の区域
向中野六丁目	向中野字細谷地、字幅及び字鶴子の各一部並びに向中野字石川町の全部
向中野七丁目	向中野字細谷地及び字道明の各一部並びに向中野字才川の全部
北飯岡三丁目	飯岡新田5地割、6地割及び8地割の各一部

(3) 字の区域の変更

区域を変更する 現行の字の区域	区域を変更する現行の字の区域が編入される町の区域
向中野字東道明の一部	向中野八丁目の一部
向中野字幅の一部	向中野六丁目の一部
向中野字鶴子の一部	向中野六丁目の一部
津志田5地割の一部	向中野八丁目の一部

飯岡新田 5 地割の一部	向中野八丁目及び北飯岡三丁目の各一部
飯岡新田 6 地割の一部	向中野八丁目及び北飯岡三丁目の各一部
飯岡新田 8 地割の一部	北飯岡三丁目の一部

(4) 字の区域の廃止

廃止する 現行の字の名称	廃止する現行の字の区域が編入される町の区域
向中野字石川町	向中野六丁目の一部
向中野字才川	向中野七丁目の一部
向中野字細谷地	向中野六丁目及び向中野七丁目の各一部
向中野字道明	向中野七丁目及び向中野八丁目の各一部

(5) 新設又は変更する町及び変更又は廃止する字の区域 別図 2 のとおり。

3 浅岸地区住居表示整備事業

(1) 町の区域の変更

区域を変更する 現行の町の名称	区域を変更する現行の町の区域に編入する現行の字の区域
浅岸三丁目	浅岸字稲久保、字堰根及び字柿木平の各一部並びに浅岸字向田の全部

(2) 字の区域の変更

区域を変更する 現行の字の区域	区域を変更する現行の字の区域が編入される町の区域
浅岸字稲久保の一部	浅岸三丁目の一部
浅岸字堰根の一部	浅岸三丁目の一部
浅岸字柿木平の一部	浅岸三丁目の一部

(3) 字の区域の廃止

廃止する 現行の字の名称	廃止する現行の字の区域が編入される町の区域
浅岸字向田	浅岸三丁目の一部

(4) 新設又は変更する町及び変更又は廃止する字の区域 別図 3 のとおり。